

事務連絡
令和2年4月27日

各

都道府県
指定都市
中核市

 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課
特別定額給付金室

虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者に係る
特別定額給付金関係事務処理について

特別定額給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、虐待を受けたことにより施設等に入所等の措置が採られている障害者及び高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理について、別添のとおり運用指針を定めましたので御連絡いたします。

都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

また、措置を行う指定都市、中核市及び市町村におかれましては、施設職員等の関係者への周知について、特段の御配慮をお願いします。

本事務連絡については、厚生労働省の関係部局とも調整済みです。また、本事務連絡の趣旨については、厚生労働省の関係部局から、各都道府県、指定都市及び中核市の障害福祉、高齢者福祉担当課室に対して、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

(担当者連絡先)

総務省自治行政局 地域政策課

特別定額給付金室 長谷川、飯村

TEL:03-5253-5111 (内線) 21268、21253

FAX:03-5253-5473

措置入所等障害者・高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理

第一 措置入所等障害者・高齢者の定義

- 1 「措置入所等障害者・高齢者」とは、「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」をいう。
- 2 「措置入所等障害者」とは、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、虐待を受けたことにより、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。
なお、虐待を受けたことにより入所等をしているか否かについては、同法第32条第1項に規定する市町村障害者虐待防止センターにおいて虐待の通報等を受け付けた際に作成される受付記録により判断することとする。
- 3 「措置入所等高齢者」とは、虐待を受けたことにより、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。
なお、虐待を受けたことにより入所等をしているか否かについては、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成30年3月厚生労働省老健局マニュアル）において市町村等の高齢者虐待対応窓口が養護者による高齢者虐待に関する通報等を受けた際に作成することとなっている受付記録により判断することとする。

第二 本事務処理の対象者

措置入所等障害者・高齢者は、特段の事情がなければ、施設等が所在する市町村（特別区も含む。以下同じ。）に住民票を移すこととなるため、基準日（令和2年4月27日。以下同じ。）までに住民票を移していれば、措置入所等障害者・高齢者に係る特別定額給付金（以下「給付金」という。）について、その養護者が申請（基準日時点で措置入所等障害者・高齢者と同一の世帯に属する世帯主としての申請をいう。以下同じ。）を行うことはできない。

しかしながら、諸事情により基準日までに住民票を移すことができない場合や基準日の翌日以降に入所等の措置が採られた場合については、養護者が措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の申請を行うおそれがあるため、そのような措置入所等障害者・高齢者を対象として、本事務処理を行うものである。

第三 措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の支給市町村

措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の支給市町村は、原則どおり、基準日時点で措置

入所等障害者・高齢者の住民票が所在する市町村とする。

第四 措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の支給関係事務の特例

措置入所等障害者・高齢者に係る給付金については、その養護者から申請があった場合であっても、当該養護者には支給せず、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

なお、措置入所等障害者・高齢者が退所等した場合は、原則どおり、養護者からの申請も可能とする。

第五 事務処理の流れ

1 入所等の措置が採られた場合の取扱い

措置入所等障害者・高齢者については、入所等の措置を講じた市町村において、措置入所等担当課室から特別定額給付金担当課室に対して措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供を行うことにより、第四の特例を適用する。

具体的には、市町村の特別定額給付金室担当課室は、措置入所等担当課室から提供された情報に基づき、養護者からの申請に対する給付金の支給を停止する処理を講じるとともに、「措置入所等障害者・高齢者リスト」（別紙様式）を作成する。

「措置入所等障害者・高齢者リスト」（別紙様式）は、措置入所等障害者・高齢者に係る給付金の申請があった場合に、当該申請に係る者が措置入所等障害者・高齢者に該当するか否か等を確認し、養護者からの申請である場合には当該給付金を支給しない一方、本人による申請又は施設職員による代理申請である場合には当該給付金を支給するために使用するものである。

2 施設等を退所等した場合の取扱い

市町村は、措置入所等障害者・高齢者が退所等した場合には、措置入所等担当課室から特別定額給付金担当課室に情報提供を行い、その結果を踏まえて第四に定める特例措置を解除する。

具体的には、市町村の特別定額給付金担当課室は、措置入所等担当課室から提供された情報に基づき、情報提供を受けた時点で給付金の支給決定通知が行われていない措置入所等障害者・高齢者については、「措置入所等障害者・高齢者リスト」（別紙様式）に退所等の年月日を記入し、当該者を「措置入所等障害者・高齢者リスト」（別紙様式）から削除扱いとする。

第六 個人情報保護に関する考え方

上記の措置入所等障害者・高齢者に関する個人情報の取扱いについては、当該市区町村及び都道府県の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続きを行うことになる。

こうした取扱いについては、給付金の支給事務を適切に遂行する上で必要最小限度のものであり、適切な範囲内と考えられるが、各都道府県及び市町村における個人情報保護条例との関係に留意願いたい。